



一般競争入札公告

渡名喜村民生課が委託する業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月28日

渡名喜村長 比嘉 朗



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業
- (2) 委託業務の内容 仕様書による
- (3) 履行期限 令和5年2月28日
- (4) 入札の方法 郵便入札とする

2 一般競争入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。なお、共同企業体で参加する場合は、別添の「令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業委託業務に係る共同企業体（JV）設置要綱」に基づき設置すること。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

- (5) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (6) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。

3 一般競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を郵送により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

公告の日から令和4年12月9日（金）午後5時まで

イ 提出場所

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917-3 渡名喜村民生課

TEL：098-989-2317 FAX：098-989-2197

(2) 審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、郵送により通知する。

(3) 資格の有効期限

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が2に該当しなくなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、村が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本委託業務にかかる入札に限り適用する。

4 入札の日時・場所

(1) 入札日 令和4年12月13日（火）午前10時

(2) 入札場所 渡名喜村役場1階応接室

5 入札保証金に関する事項

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積もりに係る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本村を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去 2 年間の間に渡名喜村、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 以上締結した実績を有し、これらすべての履行証明書を提出する場合。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札保証金の還付等

入札保証金は入札終了後、入札（契約）保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者においては契約締結後に還付する。この場合落札者の契約保証金の一部に充当することができる。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は業務名をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送により提出すること。

8 積算内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札額に対応した積算内訳の提出を求める。積算内訳書の提出ができない場合、入札に参加できない。
- (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 積算内訳書は返却しない。

9 入札書に記載する金額

落札者にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに到達しない入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けたものが行った入札
- (4) 入札書の標記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の標記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかが無いもの。

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該担当職員以外の者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (5) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

12 その他必要な事項

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 申請書および資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資格書及び確認資料は返却しない。
- (4) 最低制限価格は設定しない。
- (5) 申請書及び確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) この公告に関する問い合わせは、次のとおりとする。

渡名喜村民生課

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917-3

TEL : 098-989-2317

令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業に係る共同企業体（JV）設置要綱

（目的）

第1条 渡名喜村民生課が委託発注する令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業（以下、「対策事業」という。）に係る共同企業体（以下、「対策事業JV」という。）の業務実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対策事業JVとは、渡名喜村民生課が発注する対策事業の遂行を目的として結成され、当該業務の完了及び成果品の引渡し完了により解散する共同企業体をいう。

(2) 構成員とは、対策事業JVを構成する者をいう。

（業務の実施）

第3条 対策事業JVの業務実施は、各構成員が対等な立場で一体となってととりくむこと。

（構成員）

第4条 構成員の数は2又は3業者とする。

（結成方法）

第5条 対策事業JVの結成方法は、自主結成とする。

（代表者）

第6条 対策事業JVの代表者は、対策事業の委託候補業者として渡名喜村民生課から指名を受けた者であり、かつ、構成員のうち最大の遂行能力を有する者でなければならない。

（出資比率）

第7条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の割合以上でなければならない。

(1) 2業者の場合 30%

(2) 3業者の場合 20%

（対策事業JVの存続期間）

第8条 対策事業JVの存続期間は、委託契約書に基づき成果品の引渡し完了後、3か月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該委託業務に瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 対策事業JVのうち、請負契約の相手方とならなかったものは、当該委託業務に係る請負契約が締結された日を以て解散されたものと見做す。

（定めのない事項）

第9条 これに定めのない事項については、別に定める。